

慶弔規程

令和3年11月18日

日本物理療法研究会理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）の役員等の慶弔の取扱い基準を定める。

(定義)

第2条 本規程での役員等とは以下の各号を示す。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) その他、理事長が慶弔規程の対象と判断した者

(慶事)

第3条 本研究会の活動に寄与した役員等の慶事を慶祝することが適当であると、理事長および理事会が判断した場合、以下の各号の対応を実施することができる。

- (1) 理事長名での祝電
- (2) ホームページへの掲載

(弔事)

第4条 役員等への弔事対応について以下の各号の対応を実施することができる。

- (1) 理事長名での弔電 第2条第1項第1号から第3号に示す経験者を含む役員等
- (2) 本学会名での生花 理事・監事の現職者ならびに経験者
- (3) 刊行物への掲載 理事・監事の現職者ならびに経験者は、写真・略歴・役職名
第2条第1項第3号の経験者を含む役員等は、役職・委員名等

(適用範囲)

第5条 本規程は本人または関係者から本研究会に申し出があった場合に適用する。

(委任)

第6条 この規程に提示のない事項については、理事会に委ねることとする。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 本規程は、令和3年11月18日より施行する。
- 2 本規定は、令和4年1月20日一部改正により施行する(令和4年1月20日理事会議決)。